

# 9

月30日、日本テレビ労働組合は、新しい賃金制度をめぐって今年3度目になるストライキを敢行した。大企業のストライキがニュースになるのは最近では珍しいが、ストライキは、ボクらでもできるのか、どうやったらできるのか？ NPO法人・労働相談センターの須田光昭氏に聞いてみた。

「ストライキは、日本国憲法28条で国民に保障された『団体行動権』と呼ばれる権利のひとつであり、細かくは労働組合法で規定されています。理不尽な扱いを受けても、給料をもらっている会社と闘うのは大変なこと。そこで、労働者は長い時間をかけ、ストを盾に団結し労働条件を改善してきたのです。具体的な手順ですが、まず、会社に不満がある場合、労働組合を通じて交渉を行います。しかし、要求がはなつければ、組合としても会社の対応に納得できなければ、組合内で投票を行い、ストの是非をはかります。過半数の賛成でスト権が確立し、会社に事前通告をし、ストに突入します。スト中、何

をやるかは規定はありませんが、遊びに行ったりしては不謹慎なので、抗議集会などをして、結束を固めるのが望ましいでしょう」  
でも、組合がない会社もありますが、そういう場合、ストをするのはムリってことですか？

「会社に労働組合を結成する仲間がいないという場合でも、個人で加入できる地域の労働組合などがあります。そうした組合に加入すれば、団体交渉権が発生し、ストを行うこともできます。ただ、ひとりでストを行っても会社は困りません。ですから、まずは社外の労組に何人か入って、支部を作り、ノウハウを学びつつ、組織率を上げてゆき、会社に対抗できるような組織に作り上げる必要があります」(同前)

ちなみにスト中は欠勤扱いとなるので、基本的に給料は出ない。それがスト中に脱落者が出る原因ともなるが、一部の労組では組合費を積み立てて「生活闘争資金」として、ストに備えている。組織率だけでなく、資金面の充実も重要なのだ。(星野陽平)

ストライキを起こす際、知っておきたいこと (監修/NPO法人 労働相談センター 須田光昭氏)

同盟罷業	「罷業(ひざょう)」とは、仕事をしないこと。法律上、ストライキを「同盟罷業」と呼ぶ。「同盟罷工」とも呼ばれる。「スト」と聞かれることも多い
会社から妨害はないの？	労働組合法は組合活動の妨害などを禁じているが、違法を承知でやってくる経営者もいる。その場合は、労働委員会に審査してもらおう。会社を処罰してくれるケースも
労働組合の作り方	2人以上の労働者で合意すれば労働組合を結成できる。ただ、労働委員会から不当労働行為の救済命令を会社に対して行ってもらうには、法律の規定に則った資格が必要
団結が重要	スト中でもっとも重要なのが、仲間と団結すること。ストを無視して働くことは「スト破り」と呼ばれるタブー。次々に脱落者が出てくると、スト自体が成立しなくなる

労働組合法第1条によれば、「自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護する」とある。ストライキは、権利として認められているだけでなく、法律で擁護されているのだ

## ビジネス 労組の存在は薄れる一方だけ 闘えば給料UPも勝ち取れる？ 正しいストライキの起こし方



ひとり仕事でボイコットしても会社はまったく困らないので、ストとしての意味は持たない、そもそも組合単位でなければ、それはサボタージュであってストではないのだ

BUSINESS